

庁議（令和5年4月10日）結果について

- 1 開催日 令和5年4月10日（月）
- 2 場 所 持ち回りによる
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 健康・こども部長
- 5 付議事項

（1）平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

概要	令和2年4月から実施している本市傷病手当金について、令和5年5月8日からの国の財政支援終了に合わせ失効するが、失効日以降も傷病手当金の支給対象となる期間内の申請については請求時効の2年間は受け付けすることができるよう改正を行うものである。
結果	審議の結果承認された。

以 上